

○国土交通省告示第千五百二十四号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十三条の二第二項の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和五年国土交通省告示第九百七十号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月三十日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。 (1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。） イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ・ハ （略） (2) （略） 2 （略） 3 遵守すべき事項 2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ （略） ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における<u>基準省令</u>第3条第1項の規定の適用については、同項中「$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、<u>基準省令</u>第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値	1 表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。）については、この限りでない。 (1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。） イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ・ハ （略） (2) （略） 2 （略） 3 遵守すべき事項 2に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。 イ・ロ （略） ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。 ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における<u>同令</u>第3条第1項の規定の適用については、同項中「$E_{ST} = \{(E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M\} \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、<u>同令</u>第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

② 住宅 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、基準省令第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

二 ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、基準省令第 2 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、基準省令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、基準省令第 2 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、基準省令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 建築物のエネルギー消費性能を表示する場合、又は国が公表するガイドラインに従い既存建築物である住宅に設置された窓や給湯設備その他の部位のエネルギー消費性能を表示する場合には、事実と相違する表示をし、又は人を誤認させるような表示をしてはならない。

② 住宅 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、同令第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

二 ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第 10 条第 1 号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、同令第 2 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第 10 条第 2 号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、同令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(2) (略)

(3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

① 非住宅建築物 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、同令第 2 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第 24 条第 1 項の評価において算出した数値から、同令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)・(5) (略)

(新設)

2 (確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示の一部改正)
2 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示(令和六年国土交通省告示第九百七十五号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第27条第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。 (1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。) イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>同号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。</u>）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>同号イに規定する一次エネルギー消費量</u>をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>同条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。</u>）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。） 住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価 ハ （略） (2) （略） 2 表示の方法 法第27条第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。 (1) （略） (2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。 イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（法第60条第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。 ロ （略） ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。 ニ （略）	1 表示すべき事項 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第33条の2第2項第1号の建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項は、次に掲げるものとする。ただし、既存建築物（この告示の施行の日（以下この1において「施行日」という。）前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物（同法第6条第1項の規定による確認を要しない建築物にあっては、施行日前にその建築の工事に着手したもの）をいう。3(6)において同じ。）については、この限りでない。 (1) 次に掲げる販売等を行う建築物の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項（建築物の一部の販売等を行う場合にあっては、当該販売等を行う部分に係る事項に限ることができる。(2)及び2において同じ。) イ 非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいい、複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）の非住宅部分（<u>法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。</u>）の販売等を行う場合の当該非住宅部分を含む。以下同じ。） 非住宅部分の一次エネルギー消費量（<u>基準省令第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量</u>をいう。以下同じ。）に係る多段階評価 ロ 住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいい、複合建築物の住宅部分（<u>法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。</u>）の販売等を行う場合の当該住宅部分を含む。以下同じ。） 住宅部分の外皮性能及び一次エネルギー消費量に係る多段階評価 ハ （略） (2) （略） 2 表示の方法 法第33条の2第2項第2号の表示の方法は、次のとおりとする。ただし、条例等の規定により1(1)イからハまで及び1(2)に掲げる事項（以下「表示すべき事項」という。）の表示をする場合及び既存建築物である住宅について1の柱書後段の規定による表示をする場合については、この限りでない。 (1) （略） (2) 次に掲げる事項を表示すべき事項に加えて広告等に表示するときは、それぞれ次に掲げる方法によりこれを行うこと。 イ 販売等を行う建築物に再生可能エネルギー利用設備（<u>法第67条の2第1項に規定する再生可能エネルギー利用設備</u>をいう。ロにおいて同じ。）が設置されている旨又は設置されることとなる旨 別記様式第4を表示様式に追加すること。 ロ （略） ハ 表示すべき事項（1(2)に掲げる事項を除く。）について第三者による評価（<u>法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価</u>をいう。以下このハにおいて同じ。）を受けた場合は、当該第三者による評価に係るマークその他の事項 表示様式又は再生可能エネルギー表示様式において表示すること。 ニ （略）

3 遵守すべき事項

2 に定めるもののほか、法第27条第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ③ (略)

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ③ (略)

- (2) (略)

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

3 遵守すべき事項

2 に定めるもののほか、法第33条の2第2項第2号の建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 1(1)イの非住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価、1(1)ロの住宅部分の一次エネルギー消費量に係る多段階評価及び1(1)ハの複合建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの基準一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量（この場合における基準省令第3条第1項の規定の適用については、同項中「 $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ 」とあるのは、「 $E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$ 」とする。）又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の基準一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ③ (略)

ニ ロの設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第10条第1号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ② 住宅 基準省令第10条第2号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

- ③ (略)

- (2) (略)

- (3) 2(2)ロの再生可能エネルギーを考慮した建築物の一次エネルギー消費量に係る多段階評価は、次に定めるところによるものとする。

イ・ロ (略)

ハ ロの再生可能エネルギーを考慮した設計一次エネルギー消費量は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める数値とする。

- ① 非住宅建築物 基準省令第1条第1項第1号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量又は同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第2条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第17条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)～(6) (略)

② 住宅 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量若しくは同号ただし書に規定する方法により算出した数値又は法第24条第1項の評価において算出した数値から、基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値

③ (略)

(4)～(6) (略)